

## (1) ごみ処理 . . . . .

### 1. ごみ処理に係る理念・目標

人間は、自らを取り巻く環境の中から食料や原料という形で資源を採取し、不用物を排出しながら生活しています。このことは、換言すれば、環境から多くの恵沢を受けるとともに、環境に影響を及ぼしながら活動しているということになります。

しかしながら、これまでの人口の増大と社会経済活動の拡大に伴い、環境の復元能力を超えた資源採取や不用物の排出により環境の汚染などの問題が発生しております。このことは日々の市民生活、経済社会活動に直接関わるものであり、一日も放置できない重要な課題となっています。

地球環境問題の基本ともいえるこの廃棄物問題に対処するため、全国の各自治体においても廃棄物の排出抑制や減量化、資源化等に取り組んでいますが、一方では、中間処理施設や最終処分場の設置などで地域の合意形成が得にくくなるなど、廃棄物処理は大きな社会問題となっております。

国においてはここ数年の間に、資源化可能物の再生利用やダイオキシン類排出抑制強化等に伴う法の改正、新法の制定などを行っており、廃棄物を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このような背景の中で、本市においては「能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の排出等を抑制し、その再生利用を推進することなどにより、廃棄物の減量化を図っていくこととしており、本計画に示された目標に向けた施策を着実に実行することが、この地域のみならず、ひいては地球規模の環境問題を解決することに結び付くこととなります。

そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら一体となって行動する必要があります。

### 2. ごみ処理の基本方針

- ① 廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること  
(発生抑制：Reduce リデュース)
- ② 廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること  
(再使用：Reuse リユース)
- ③ 再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること  
(再生利用：Recycle リサイクル)
- ④ どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこと  
(廃棄物の適正処理の推進)

上記4項目を基本指針として、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割に応じて取り組むための責務を明確にし、その周知等に努めます。

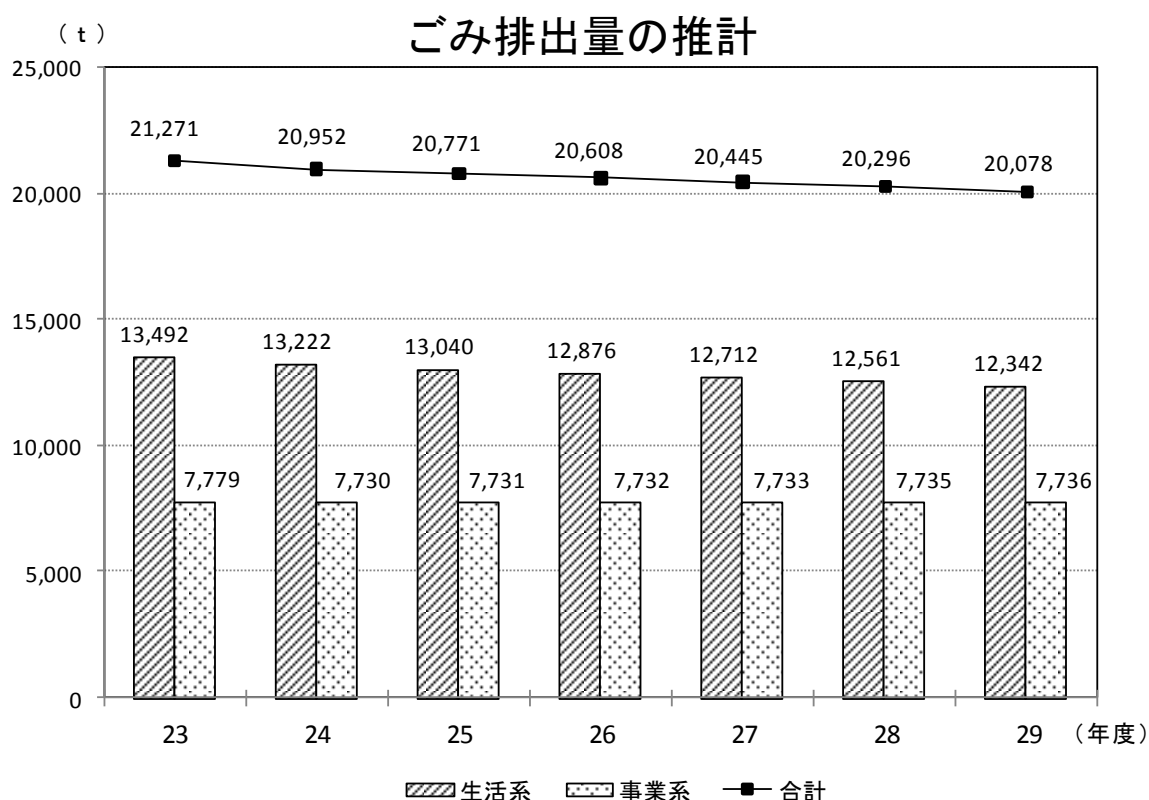
### 3. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「収集、資源回収」については将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出しました。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

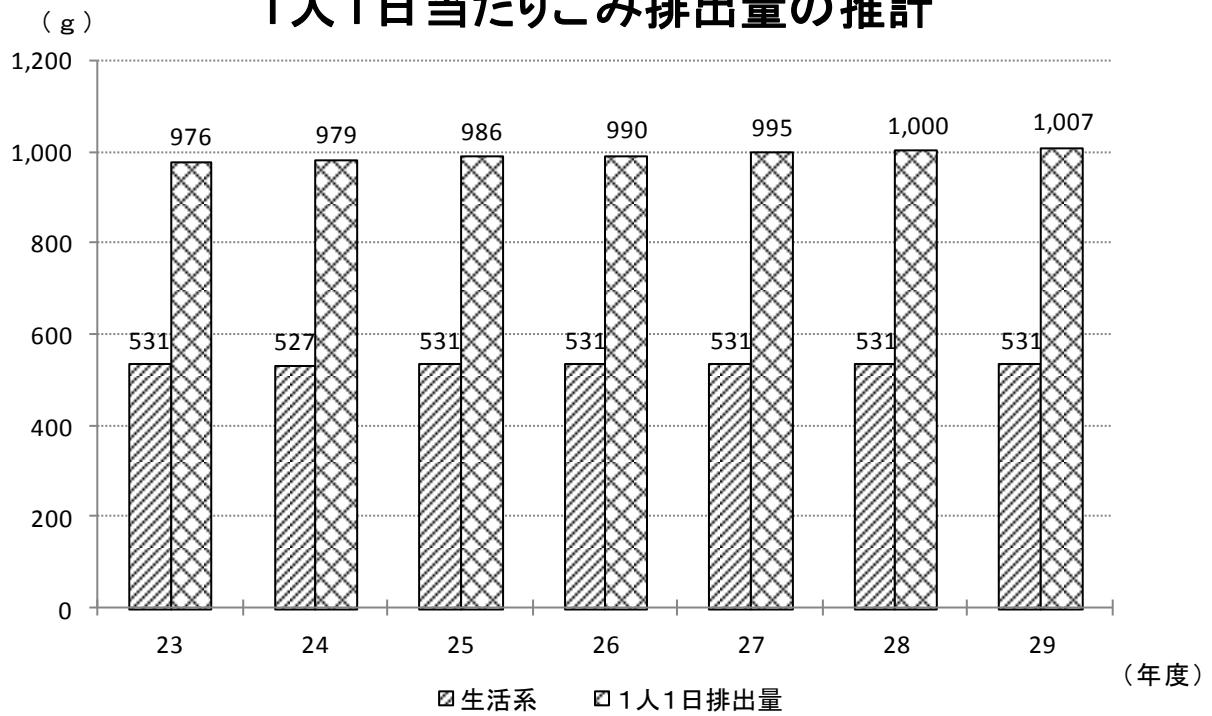
なお、将来人口については国調データベースのコーホート変化率法により推計されている「能代市総合計画」値を適用しており、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式に当てはめて推計しました。

区分	平成17年度 (実績値)	平成24年度 (中間目標年度)	平成29年度 (計画最終年度)
人口 (人)	63,985	58,456	54,641
ごみ排出量 (t)	25,996	20,952	20,078
1人1日排出量 (g)	1,113	979	1,007
リサイクル率 (%)	11.3	10.2	9.7
最終処分量 (t)	4,043	2,877	2,632

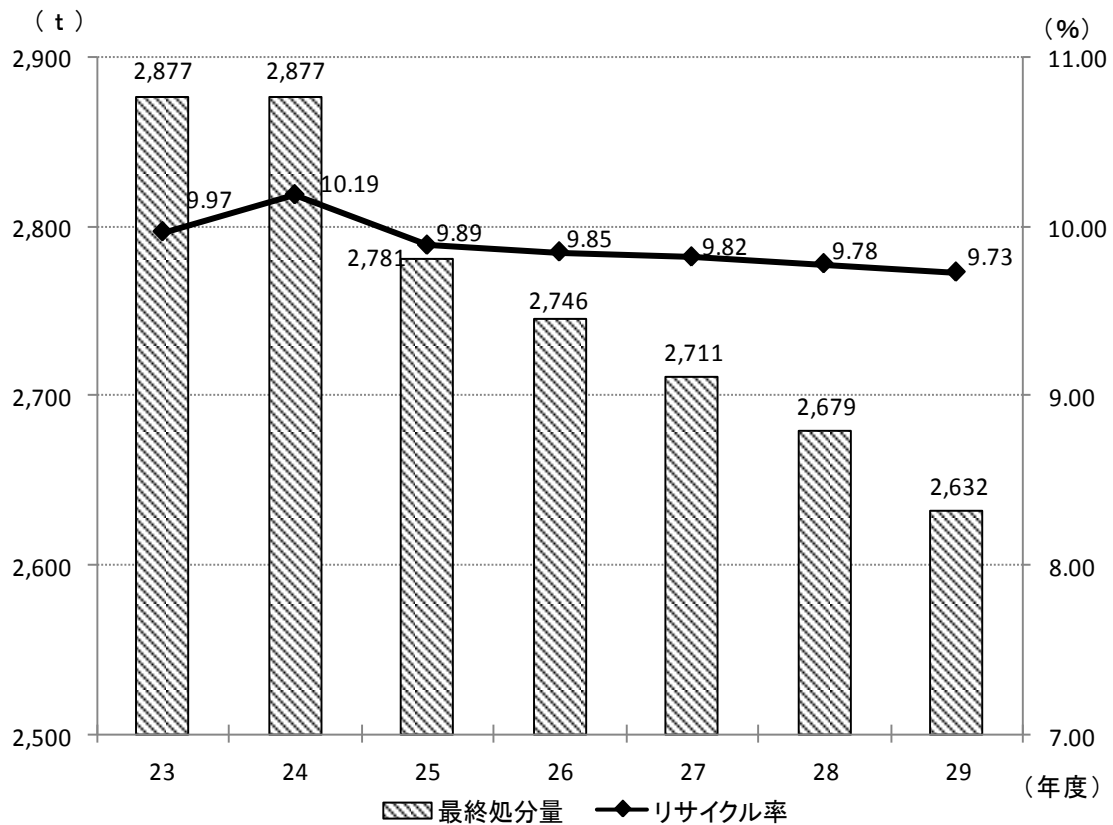
※中間目標年度の値は、平成24年度一般廃棄物処理実施計画の計画値を適用しています。



## 1人1日当たりごみ排出量の推計



## 最終処分量とリサイクル率の推計



## 4. 基本目標の設定、目標値の達成状況

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分目標を次のとおり定めます。

基準年度は平成17年度とし、最終計画年度である平成29年度の目標数値を設定します。

なお、目標設定に際しては、国や県の方針にできる限り添った数値とします。

	国の目標値	秋田県の目標値
排出量	約5%削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たり排出量を約11%削減(983→870g/人・日)</li> <li>・1人1日当たりの家庭からの排出量を約13%削減(690→600g/人・日)</li> </ul>
再生利用率	約20%を、約25%に増加	17.2%を、24.1%に増加
最終処分量	約22%削減	約21%削減(42→33千t)

※ 国：基準年度は平成19年度、目標値は平成27年度

※秋田県：基準年度は平成21年度、目標値は平成27年度

### ①ごみの減量目標

#### ■市民一人一日当たりの生活系ごみ（資源化物を除く）

基準年度 17年度	中間目標 24年度	直近実績 23年度	中間目標値 達成状況	最終年度目標 29年度
641g	544g 15%以上削減	531g	達成 順調に減量化	500g 22%以上削減

#### 【近年傾向】

容器包装プラスチック分別が開始された平成20年度実績値ですでに目標値を達成していますが、その後の3年間は微減傾向を示しています。

#### 【目標数値設定の考え方】

すでに、国及び秋田県の目標値以上の削減率を実現しております。今後は、ごみの排出量は緩やかに減少する見込みですが、市の人口減少が進むことにより、市民一人一日当たりの生活系ごみ量は平成23年度実績を基にしても横ばい傾向になるものと思われます。

この傾向を踏まえ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に関する施策を以後推進することで、平成17年度実績値の20%以上削減(513g)の目標値を当初想定しました。

しかしながら、総合計画市民協働会議において更なる高い目標値の提言を受けました。市の最上位計画である能代市総合計画の数値を尊重する上でも、同会議の目標値を最終年度目標値として設定します。

■事業系ごみ（資源化物を除く）

基準年度 17年度	中間目標 24年度	直近実績 23年度	中間目標値 達成状況	最終年度目標 29年度
8,580 t	7,293 t 15%以上削減	7,779 t	未達成 約9%の減量化	7,293 t 15%以上削減

【近年傾向】

基準年度から徐々に減量化されていますが、減少幅は緩やかで中間目標値を達成できていません。

【目標数値設定の考え方】

国及び秋田県の目標値以上の削減率（15%以上削減）を中間目標に掲げましたが、平成23年度実績で約9%の減量化を実現しています。今後は微増傾向で推移する見込みですが、最終年度目標値は引き続き、中間目標で掲げた基準年度比15%以上とします。

②リサイクル率の目標

基準年度 17年度	中間目標 24年度	直近実績 23年度	中間目標値 達成状況	最終年度目標 29年度
11.3%	15%以上	9.97%	未達成 隔たりがある	12%以上

【近年傾向】

容器包装プラスチックの分別収集が始まった平成20年度は前年度比増となりましたが、それ以外は前年度比減が続いています。

【目標数値設定の考え方】

国及び秋田県の再生利用率目標値は、概ね20%の増加を目指しています。しかし、市の実績値は基準年度比較でも約10%減少しています。

この現状を鑑みて、中間目標値である15%以上の達成は極めて困難と判断しました。

今後、使用済小型電子機器のリサイクル化など率の引き上げ要因がありますので、最終年度目標値は12%以上として設定します。

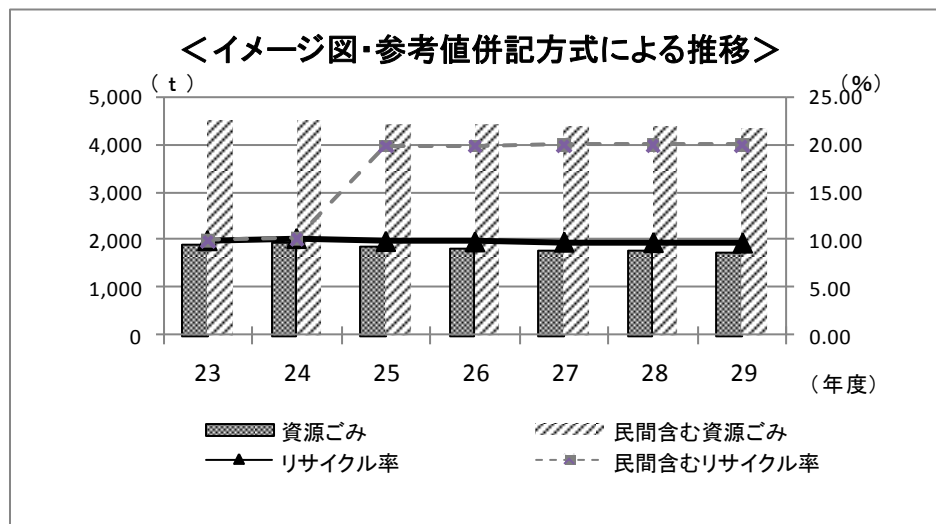
## ～リサイクル率 参考値の併記～

資源ごみの処理実績量は、人口減も相まって年々減少傾向を示していますが、紙類については民間の回収施設へ排出する方が相当いるとも伺っております。

民間ルートを利用する理由としては、排出日の融通が利くこと、紙ひもで縛らなくても出せることなど、市のルールと比較し利便性に優れるからと推測しています。

このことから、今後は毎年度作成する実施計画策定時にこれら民間施設の収集量も含めたりサイクル率を併記します。

ただし、民間施設収集量を加算した数値は、他市町村からの収集量も含まれている可能性があるため、能代市の純粋なリサイクル率とはなり得ません。ゆえに、実態に近いリサイクル率という性質の数値として扱います。



### ③最終処分量の減量目標

基準年度 17年度	中間目標 24年度	直近実績 23年度	中間目標値 達成状況	最終年度目標 29年度
4,043 t	3,739 t 7.5%以上削減	2,877 t	達成 順調に減量化	2,627 t 35%以上削減

#### 【近年傾向】

中間目標値を大幅に上回る減量化を実現しています。

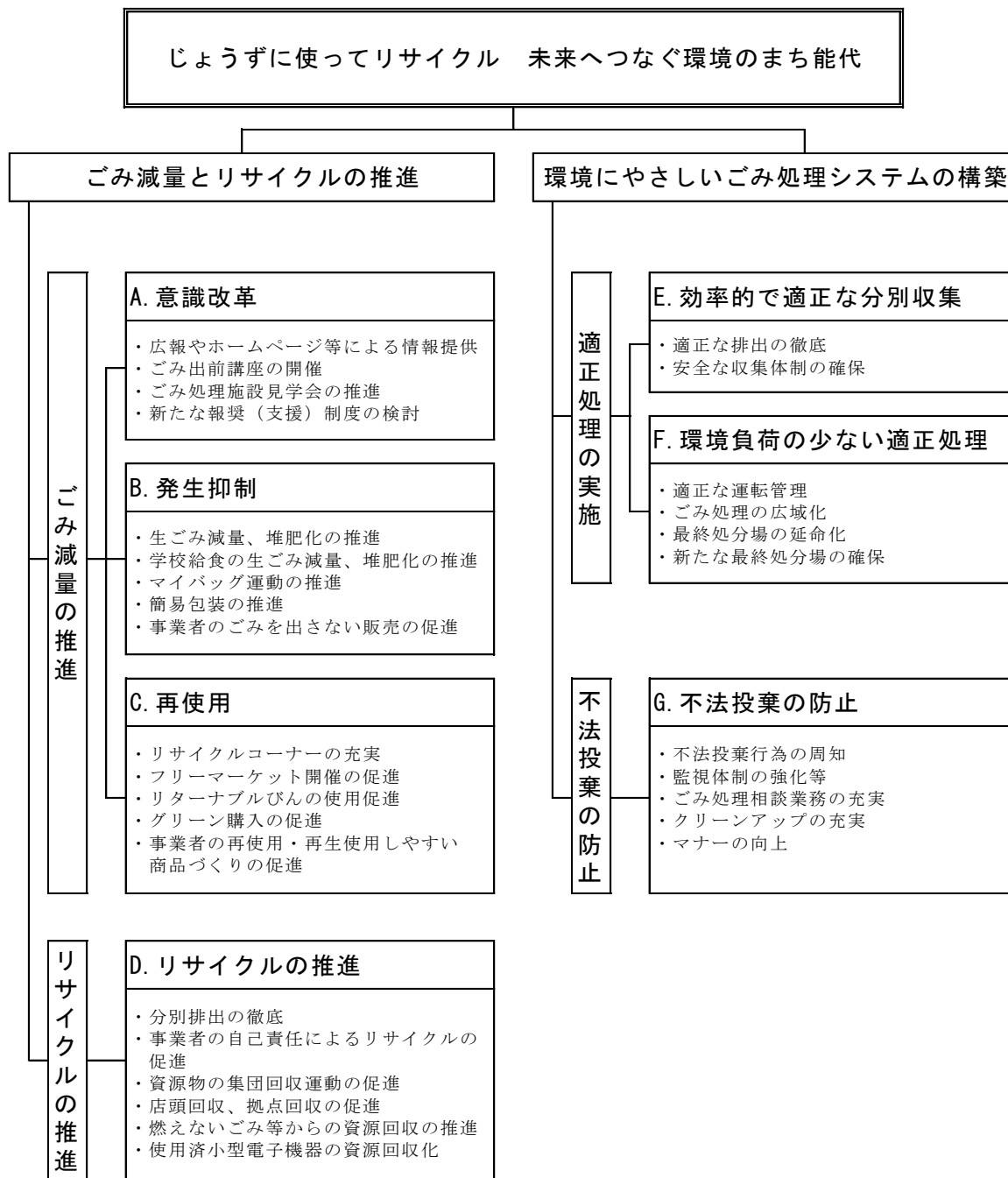
#### 【目標数値設定の考え方】

年々減量化している状況を踏まえ、最終処分量の推計値を最終年度目標値として設定し、削減率は平成17年度比35%以上を目指すこととします。

## 5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について

### ①施策体系

＜市民・事業者・市の行動推進に向けた市の施策＞



### ②市民・事業者・市の役割

市民、事業者は、目標達成に向け、以下に掲げる取り組みを推進していくものとします。

市は、これらの取り組みが円滑に行われるよう支援していくとともに、自らの事業の実施において率先した取り組みを行います。

## 市民の行動

### [行動1] ごみとなるものの発生抑制

- ・風呂敷、マイバッグなどを積極的に活用する。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を辞退する
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみに出す。
- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・食事は適量調理し、作りすぎない。

### [行動2] 再使用

- ・できるかぎりごみの発生を抑えるとともに、廃棄する前にもう一度使えるよう工夫する。
- ・フリーマーケットなど不用品交換の機会を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する  
「グリーン購入」※1に努める。

### [行動3] リサイクル

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動へ積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

### [行動4] 市民の自己啓発

- ・市及び団体等の啓発活動等に積極的に参加する。
- ・情報収集に努め、自ら学習する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。
- ・ごみ出しのマナー向上に努める。
- ・地域や市などのごみ清掃ボランティアに参加する。

## 事業者の行動

### [行動1] 環境負荷の少ない商品づくり

- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する  
「グリーン購入」※1に努める。

### [行動2] ごみを出さない販売

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。

### [行動3] リサイクル

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。



## 市の行動

### 【行動1】ごみ減量・リサイクル意識の啓発

- ・ごみの減量とリサイクルの意識（「もったいない」）定着に向けた啓発活動を行う。
- ・子どもの頃からごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用拡大を図る。
- ・ごみ処理に関するデータなどの公表の充実を図る。
- ・市民を対象としたマナー講座やボランティア活動を企画し、市民の意識啓発を図る。

### 【行動2】市民、事業者の自主的な取り組みを促すための支援

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・市民どおしの不用品交換の機会（フリーマーケットなど）を設ける。
- ・ごみ減量に伴う処理費用の減少分を市民に還元する。
- ・ごみ減量化に取り組む団体を支援する。

### 【行動3】リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・家庭系生ごみの堆肥化を調査研究する。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

### 【行動4】適正処理の実施

- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの収集日を多くするなど、収集運搬体制を検討する。

### 【行動5】新たな処理施設の整備

- ・ごみ処理の広域化を踏まえつつ、新たな処理施設の整備の在り方を検討する。

### 【行動6】市の施設での取り組み

- ・公共施設やイベントなどでの資源物分別を徹底する。
- ・学校給食の生ごみ減量・堆肥化を調査研究する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」※1に努める。

#### 【解説】「グリーン購入」とは…

製品を購入するときなどに、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境のことも考えて環境にやさしいものを選んで購入すること。



### ③市の個別施策

#### 1) ごみ減量の推進

A. 意識改革	
個別施策	内 容
広報やホームページ等による情報提供	より効果的な周知方法の検討を行い、ごみの出し方やリサイクルのアイディア、イベントなどの情報提供に努めます。 また、ごみ処理に関するデータの公表の充実を図ります。
ごみ出前講座の開催	学校や地域組織向けのごみに関する講座を積極的に実施します。
ごみ処理施設見学会の推進	団体だけでなく、個人が参加しやすい方法によりごみ処理施設の見学会を実施します。
新たな報奨（支援）制度の検討	市域全体のモデルとなりうる活動を行う団体に対し、活動を支援します。

B. 発生抑制	
個別施策	内 容
生ごみ減量、堆肥化の促進	家庭から出る生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
学校給食の生ごみ減量、堆肥化の推進	給食生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
マイバッグ運動の推進	より効果的な手法の検討を行い、市民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開します。
簡易包装の促進	より効果的な手法の検討を行い、市民と事業者が一体となった簡易包装の促進運動を展開します。
事業者のごみを出さない販売の促進	事業者による使い捨て容器・食器の使用抑制や、在庫調整によるごみの発生抑制を促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

C. 再使用	
個別施策	内 容
リサイクルコーナーの充実	市民からの使用可能な不用物の提供を促進し、展示物の増加、充実を図ります。 また、ホームページを活用して情報提供を行います。
フリーマーケット開催の促進	広報誌やホームページなどにより、市内で開催されるフリーマーケットやバザーを紹介するなど、開催の支援を行います。
リターナブルびんの使用促進	市民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナブルびんの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品など、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや、修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取り組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

## 2) リサイクルの推進

D. リサイクルの推進	
個別施策	内 容
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、より分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業所から出される資源ごみ（古紙、ビン、缶など）を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
資源物の集団回収運動の促進	町内会や子供会などの資源物回収団体を奨励金の交付により支援し、活動の安定化と回収団体数の増加を図ります。
店頭回収・拠点回収の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、公共施設等での拠点回収についても整備を図ります。
燃えないごみなどからの資源回収の推進	能代山本広域市町村圏組合に対して、燃えないごみなどを中間処理（破碎）する際は、金属等の資源回収を推進するよう働きかけます。
使用済小型電子機器の資源回収化	新法成立を受け、国などの動向を見極めながら使用済小型電子機器の回収実施に向け、態勢を整えていきます。

## 3) 適正処理の実施

E. 効率的で適正な分別収集	
個別施策	内 容
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付きタイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、ごみ集積場に排出しないよう周知徹底を図ります。 また、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物減量等推進員の協力も得ながら、市民からの問い合わせに対応していきます。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や、割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

F. 環境負荷の少ない適正処理	
個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。 また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設（焼却施設、破碎処理施設）の適切な運転管理に努めるよう働きかけます。 焼却施設におけるダイオキシン類などの大気汚染物質の排出抑止については、特に慎重な対応に努めるよう働きかけを行います。
ごみ処理の広域化	効率的なごみ処理を行うため、引き続き施設規模に見合った広域的な取り組みを行います。
最終処分場の延命化	ごみの減量・リサイクルの推進のための施策で最終処分量を削減し、現有最終処分場の延命化を図ります。
新たな最終処分場の確保	現有最終処分場は約10年程で満杯となる見通しです。そのため、施設の広域化も含めて今後の方針付けを行います。

G. 不法投棄の防止	
個別施策	内 容
不法投棄行為の周知	犯罪行為であることを認識させるため、マスメディアで積極的に取り上げてもらいます。
監視体制の強化等	不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールや啓発活動等を強化します。
ごみ処理相談業務の充実	ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物等減量推進員と連携を取りながら、相談業務体制の確立を図ります。
クリーンアップの充実	ボランティアによるクリーンアップへの支援の充実を図ります。
マナーの向上	ポイ捨て禁止等の啓発活動を行い、子どもからお年寄りまで、マナー向上のための講習の機会を設けます。

## (2) し尿及び生活排水処理 . . . . .

今回の見直しでは、計画を策定しません。

### 【理由】

し尿及び生活排水の処理は、公共下水道等の下水道整備計画と密接な関係があります。

平成21年3月に策定された能代市生活排水処理整備構想は、平成25年度が計画中間年次となっており、見直し作業が行われる予定となっています。

見直しを経て、整備構想や将来予測が大きく変更される可能性があることから、能代市生活排水処理整備構想の見直しが行われた後、速やかに策定するものとします。